新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月９日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第７号

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　　正　　　後	改　　　正　　　前
（所管行政庁が必要と認める図書） **第３条**　（略） ２　省令第23条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア　次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第１項各号（第２号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合　当該基準に適合することを証する書類 (ア)・(イ)　（略） イ　（略） (2)　法第35条第２項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第35条第１項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の２第１項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類 ３　省令第30条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。 (1)　次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合　当該基準に適合することを証する書類 ア・イ　（略） (2)　（略） (3)　法第35条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合　省令第25条第２項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し	（所管行政庁が必要と認める図書） **第３条**　（略） ２　省令第23条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア　次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第１項各号（第２号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合　当該基準に適合することを証する書類 (ア)・(イ)　（略） イ　（略） (2)　法第30条第２項（法第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第１項（法第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の２第１項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類 ３　省令第30条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。 (1)　次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合　当該基準に適合することを証する書類 ア・イ　（略） (2)　（略） (3)　法第30条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合　省令第25条第２項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(4)・(5)　（略）

別記

第１号様式（第４条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

（略）

（略）	
法第36条第１項に規定する軽微な変更をした場合にあっては、その内容	

(4)・(5)　（略）

別記

第１号様式（第４条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

（略）

（略）	
法第31条第１項に規定する軽微な変更をした場合にあっては、その内容	

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。